

（避難経路図の掲示等）

第59条の2 百貨店、旅館、ホテル、宿泊所及び病院には、次の各号に掲げるところにより避難上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 売場、客室、廊下、待合所等の見やすい箇所に避難経路図を掲示するとともに、宿泊者及び利用者等に対し、避難口、避難階段、避難器具の設置場所、災害発生時の通報、避難方法等について周知させること。
- (2) 百貨店にあつては従業員が常時いる場所ごとに、旅館、ホテル、宿泊所及び病院にあつては客室又は病室ごとにそれぞれ携帯用電灯を常備すること。

※ 改正経過：追加〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕

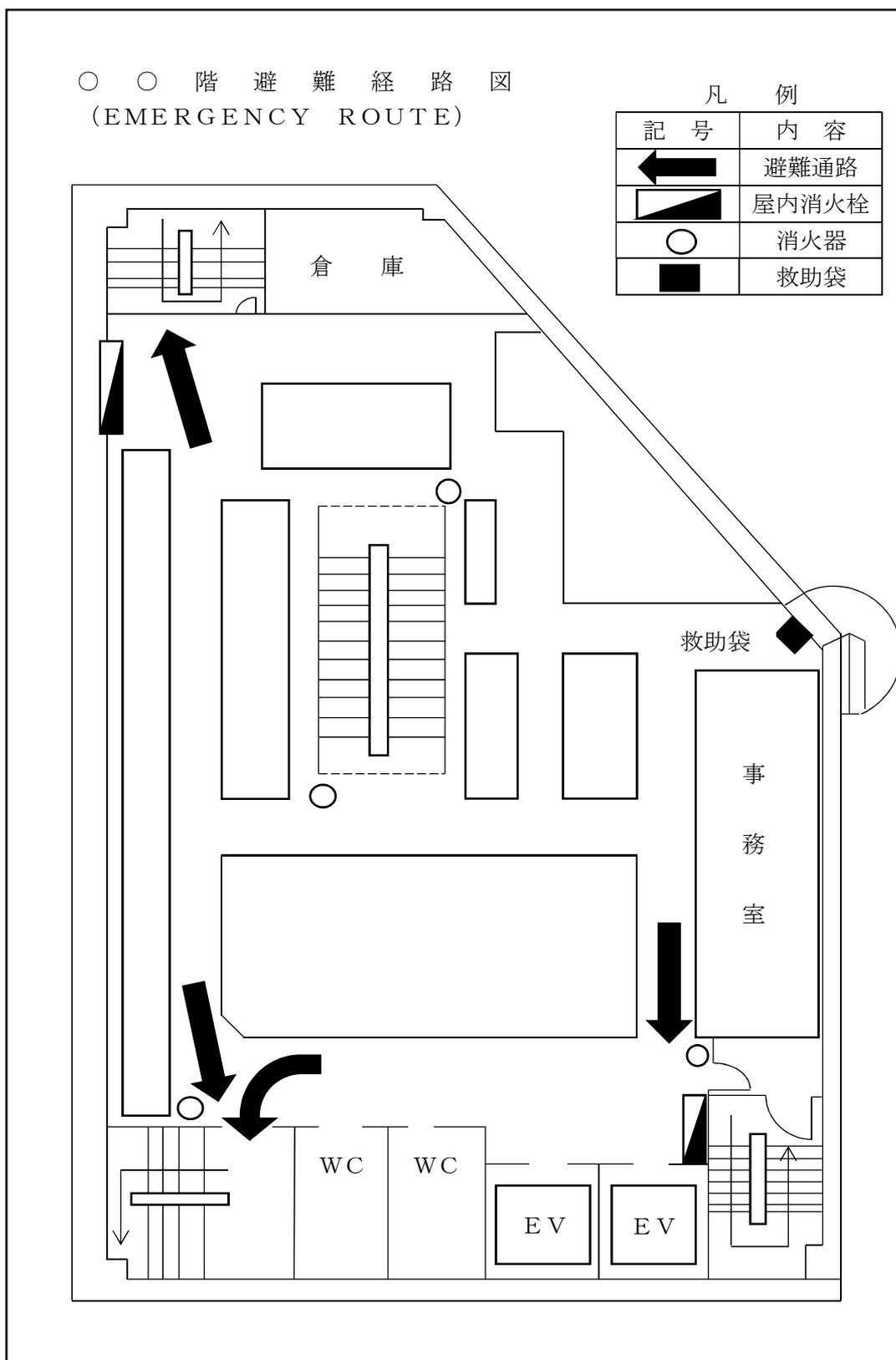
【趣旨】

本条は、人命の安全を図るため、旅館、ホテル等の宿泊室に避難経路図の掲出を定めたものである。

本条の規定は、昭和50年の条例改正により新たに設けられたものである。このときは、特定防火対象物（法第17条の2の5第4項第4号及び当該条に基づく政令第34条の4に掲げる政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項の防火対象物をいう。）に限り避難経路図を掲示させていたが、消防法令の改正により消防用設備等の基準が強化されたことを考慮し、昭和55年の条例改正によって、避難経路図の設置対象物を①旅館、ホテル、宿泊所の客室、病院の病室のように就寝施設があるもの、②避難経路が複雑になると想定される百貨店、に限定したものである。また、携帯用電灯にあつては、昭和50年の条例改正により避難経路図と同様に新たに規定されたものであるが、設置場所が具体的に示されていなかったため、昭和55年の条例改正によって、携帯用電灯の常備場所を①百貨店の場合は、従業員が常時いる場所ごと、②旅館、ホテル、宿泊所及び病院の場合は、客室又は病室ごとに設置するよう具体化され、現在に至っている。

【解説】

- 1 避難経路図の掲出が義務付けられるのは、百貨店、旅館、ホテル、宿泊所及び病院である。
- 2 避難経路図は、防火対象物の階ごとに掲出するものとし、記載事項は、次のとおりとする（規則第12条の6関係）。
 - (1) 避難施設の設置位置
 - (2) 避難経路（2方向以上）
 - (3) 入場者又は利用者等に対する火災の伝達方法
 - (4) 消火器及び屋内消火栓設備の設置位置
 - (5) その他避難に必要な事項
- 3 百貨店については、従業員が常時いる場所ごと、旅館、ホテル、宿泊所及び病院については、客室又は病室ごとに携帯用の電灯を常備しなければならない。これは、火災発生時において、防火対象物内が停電するなど迅速な避難が困難となった場合を想定し、誘導用の携帯用電灯を常備することによって、避難管理体制を強化するために設けられたものである。
- 4 避難経路図のイメージは、下図のとおりである（規則別表関係）。



- 備考 1 この図は例示である。
2 提出する位置を図示すること。